温室効果ガス排出量報告書 2022

大栄不動産株式会社

大栄不動産グループは、サステナブルな、よりよい未来の実現に向け、CO_2排出量の削減を通じて環境負荷の低減に取り組んでいます。

この取り組みの中で、大栄不動産株式会社(以下、「当社」)は、2022 年 8 月及び 9 月に締結したサステナビリティ・リンク・ローンにおいても、CO_2排出量の削減を、目標とする指標(キー・パフォーマンス・インディケーター、KPI)に定めています。

公表数値の信頼性確保のため、データの一部について株式会社ESGコンサルティング※による第三者保証を受けています。第三者保証を受けた年度・データには🍃をつけています。

(※ 株式会社ESGコンサルティングは、企業が開示するサステナビリティ情報への第三者保証業務やTCFD 対応支援業務などを行う ESG・サステナビリティ経営支援の専門会社です。)

CO_2排出量・原単位

指標	単位	2013 年度		2021 年度	
対象面積※1(原単位分母)	㎡	169,980		180,750	
CO_2排出量	t-CO_2	10,314		10,296	
CO_2排出量原単位※1	t-CO_2/㎡	0.06068	🍃	0.05696	🍃
CO_2排出量原単位削減率※2	%	−		▲6.12	

※1　精度向上のため、2013 年度の対象面積及びCO_2排出量原単位を遡って修正しています。
※2　2013 年度比

集計対象範囲

当社の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の届出対象施設、及び実質的に当社が管理権原を有する証券化対象物件におけるCO_2排出量を対象として集計。

集計対象期間

KPI の基準年度である 2013 年度(2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日)並びに 2021 年度(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)。

算定範囲

集計対象範囲の施設における都市ガス並びに購入電力の使用に伴うCO_2排出量。

算定方法

CO_2排出量は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(環境省・経済産業省)に基づき算定。対象面積は各ビルの公簿面積等を集計。

CO_2排出係数

都市ガス:2.244t-CO_2/千N㎥
購入電力:契約する電力会社別に各年度の「電気事業者別排出係数一覧」(環境省・経済産業省)の値を使用。ただし、証券化対象物件のうち、東京都の地球温暖化対策報告書制度の報告対象となる物件については、同制度で規定される各年度の排出係数を使用。

独立した第三者保証報告書

2022年11月18日

大栄不動産株式会社
取締役社長　石村　等　殿

株式会社ＥＳＧコンサルティング
大阪市北区芝田一丁目１番４号
代表取締役

当社は、大栄不動産株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した温室効果ガス排出量報告書2022（以下、「GHG報告書」という。）に記載されている2013年4月1日から2014年3月31日まで並びに2021年4月1日から2022年3月31日までを対象とした「」マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。GHG報告書に記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてGHG報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- GHG報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内１物件における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、GHG報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計上の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上